

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1：外国為替市場の安定

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和 4 年12月20日閣議決定）

政策目標 6 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果がありました。そして、全ての施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G 7 (用語集参照)、G 20 (用語集参照) 等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和 6 年度は、世界経済が、ロシアによるウクライナの侵略戦争の継続等の地政学的緊張や政策の不確実性の高まりが重要なリスクとなっている中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。 また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、A S E A N (東南アジア諸国連合) + 3 (日中韓) (用語集参照) 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、C M I M (チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照) 等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F (金融活動作業部会：用語集参照) 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。 財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G 20 各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。
---------------------	---

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
------------------	-------------------------

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組 (目標の内容) G 7 / G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。 (目標の設定の根拠) 外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともに G 7 や G 20 といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、I M F (国際通貨基金：用語集参照) や A M R O (A S E A N + 3 マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照) などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。 更に、令和 6 年度は、外国為替市場において投機的な動きも背景とした急速で一方向的な動きが見られたことから、G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方に沿って、外国為替平衡操作 (為替介入：用語集参照) を実施しました。

国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。

上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

【主要】 政6-1-1-A-1： 外国為替平衡 操作実施状 況、外貨準備 の状況等の正 確かつ適時な 情報の提供 （単位：回）		作成 頻度	年度	令和2 年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	外国為替 平衡操作 実施状況 （月ベー ス）	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	外国為替 平衡操作 実施状況 （日ベー ス）	年4回	目標値	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第5 営業日までに公表
			実績値	4	4	4	4	4
	外貨準備 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第5営 業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表
			実績値	1	1	1	1	1
達成割合				100%	100%	100%	100%	100%
【主要】 政6-1-1-A-2： 国際収支状 況等の正確かつ 適時な情報の 提供 （単位：回）	国際収支 状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第10 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	本邦対外 資産負債 残高	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年末から5か月以 内に公表
			実績値	1	1	1	12	1
	オフショ ア勘定残 高	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末まで に公表
			実績値	12	12	12	12	12
	対外及び 対内証券 売買契約 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第10営 業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	達成割合				100%	100%	100%	100%

	(注) 国際収支状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞ 本邦対外資産負債残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞ 外貨準備等の状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞ 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html＞ 外国為替平衡操作実施状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞ オフショア勘定残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞ 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞ (出所) 国際局為替市場課 (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。
--	---

目標の達成度	政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○ 政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○
目標の達成度の判定理由	外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。 外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和3年10月よりESG投資を開始しています。 国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「為替相場の動向」 ○参考指標2「国際収支動向」

- 参考指標 3 「対外資産負債残高」
- 参考指標 4 「外貨準備動向」
- 参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

政 6 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 為替相場の動向



(出所) Bloomberg (日次、NY終値) より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和 6 年度	161円96銭 (令和 6 年 7 月 3 日)	139円58銭 (令和 6 年 9 月 16 日)	22円38銭
令和 5 年度	151円97銭 (令和 6 年 3 月 27 日)	130円64銭 (令和 5 年 4 月 5 日)	21円33銭
令和 4 年度	151円94銭 (令和 4 年 10 月 21 日)	121円66銭 (令和 4 年 4 月 1 日)	30円28銭



(出所) Bloomberg (日次、NY終値) より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
経常収支	169,343	201,220	90,941	261,664	303,771
貿易収支	37,853	-15,043	-178,716	-36,866	-40,480
輸出	683,635	856,497	997,898	1,020,694	1,062,390
輸入	645,782	871,541	1,176,615	1,057,560	1,102,870
サービス収支	-35,282	-48,936	-53,964	-32,307	-25,767
第一次所得収支	194,593	289,718	353,971	373,388	417,114
第二次所得収支	-27,821	-24,519	-30,349	-42,550	-47,095
金融収支	133,034	180,296	89,663	226,587	261,856
直接投資 (資産)	174,872	214,578	231,957	292,000	320,157
〃 (負債)	85,021	38,134	48,588	19,407	47,913
証券投資 (資産)	50,142	-48,851	-68,195	111,908	28,142
〃 (負債)	203,438	111,603	16,903	27,080	-213,428
金融派生商品	27,263	16,875	37,266	75,729	60,731
その他投資 (ネット)	156,411	85,420	18,996	-250,028	-211,894
外貨準備	12,805	62,012	-64,870	43,465	-100,794

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 6 年度実績値は速報値。令和 7 年 7 月にデータが更新されるため、令和 7 年度実績評価書に確定値を掲載予定。なお、例年 4 月に過去 3 カ年分の値について年次改定が発生する。

直接投資・証券投資の地域別状況 (国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産 (本邦資本)		負債 (外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和 5 年度	292,000	111,908	19,407	27,080
	令和 6 年度	252,686	-27,560	32,225	-204,354
米国	令和 5 年度	114,498	123,448	-18,267	-248,843
	令和 6 年度	91,251	70,803	9,208	-100,221
EU	令和 5 年度	37,177	-40,027	6,960	-746,673
	令和 6 年度	47,996	-77,624	14,950	-504,342
アジア	令和 5 年度	61,978	7,659	21,200	-77,225
	令和 6 年度	45,294	2,893	8,000	-85,468

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 6 年度実績値は速報値。令和 7 年 7 月にデータが更新されるため、令和 7 年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3 : 対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高 (円ベース比較)

	対外純資産額
日本	533兆 500億円 (令和 6 年末)
アメリカ	▲ 4,109兆2,625億円 (令和 6 年末)
イギリス	▲ 55兆 479億円 (令和 6 年末)
ドイツ	569兆6,512億円 (令和 6 年末)
フランス	▲ 96兆6,866億円 (令和 6 年末)
イタリア	54兆5,071億円 (令和 6 年末)
カナダ	217兆4,308億円 (令和 6 年末)
中国	516兆2,809億円 (令和 6 年末)

(出所) 日本：財務省資料、その他：IMF 資料

(注) 日本以外の計数は、IMF で公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4 : 外貨準備動向

(単位：百万ドル)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
外貨準備高	1,368,465	1,356,071	1,257,061	1,290,606	1,272,511

(出所) 財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5 : 外国為替平衡操作の実施状況

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
金 額	0円	0円	9兆1,881億円	0円	15兆3,233億円

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
----	--

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-2-B-1 : 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

(目標の内容)

G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G 7・G20・A S E A N + 3を始めとする国際的な枠組における議論や、I M F などの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。 【G 7】 G 7では、イタリア議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取り、ロシアの凍結資産から生じる特別な収益を活用した「特別収益前倒し融資(E R A ローン)」を立ち上げる等、具体的な成果を挙げました。また、世界経済・金融市場の動向、A I の活用、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論が行われ、声明の形でG 7としての共通理解を示しました。令和 7 年 1 月以降は、カナダ議長下において、引き続き世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 【G20】 G20では、ロシアのウクライナに対する侵略戦争や、政策の不確実性の高まり等によって世界経済が多く困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、I M F や国際開発金融機関(MD B s : 用語集参照)を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、ブラジル、南アフリカ議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、「より良く、より大きく、より効果的なMD B s に向けたG20MD B ロードマップ」や、債務措置に関する「「共通枠組」下の事例から得られた教訓に関するG20ノート」等、G20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの平時の予防・備えの強化を支援することを主目的として設置されたパンデミック基金の増資において、5,000万ドルの追加貢献の意向を表明するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。 【I M F】 I M F は、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を業務とする国際機関です。I M F が加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、融資能力強化を含む取組に積極的に関与しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、I M F における各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォータ一般見直し」にかかる令和 5 年12月のI M F での合意に基づき、我が国でも、クォータ増資に必要な国内手続として、令和 6 年 4 月、衆参両院でI M F 加盟措置法改正法案が可決成立に至りました。また、I M F が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立ったI M F の役割にかかる議論を積極的に喚起しました。加えて、貧困削減・成長トラスト(P R G T)の制度及びその資金調達に関

	する見直し、及び強靱性・持続可能トラスト（RST）の中間見直し等、IMFが低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。 IMFの組織の在り方に関しては、IMFの能力を最大限に発揮するために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標 6 参照）。 【ASEAN+3等】 また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、CMIMにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に参加しました（詳細は政6-1-3参照）。 上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。 G7では、イタリア議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取り、ロシアの凍結資産から生じる特別な収益を活用した「特別収益前倒し融資（ERAローン）」を立ち上げる等、具体的な成果を挙げました。また、世界経済・金融市場の動向、AIの活用、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。令和7年1月以降は、カナダ議長下において、引き続き世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 G20でも、ロシアのウクライナに対する侵略戦争や、政策の不確実性の高まり等によって世界経済が多く困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFやMDBsを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、ブラジル、南アフリカ議長の下、これらの議論に積極的に参画し、MDBsの改革や途上国債務、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。 また、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、融資能力強化を含む取組に積極的に関与しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォータ一般見直し」にかかる令和5年12月のIMFでの合意に基づき、我が国でも、クォータ増資に必要な国内手続として、令和6年4月、衆参両院でIMF加盟措置法改正法案が可決成立に至りました。また、IMF

	F が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った I M F の役割にかかる議論を積極的に喚起しました。加えて、貧困削減・成長トラスト (P R G T) の制度及びその資金調達に関する見直し、強靱性・持続可能トラスト (R S T) の中間見直し等 I M F が低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。 アジア地域では、A S E A N + 3 (日中韓) 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、C M I M における新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際通貨基金 (I M F) への主要国出資」 ○参考指標 2 「I M F の融資状況」 ○参考指標 3 「I M F に対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「I M F のキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「I M F のサーベイランス実施状況」 ○参考指標 6 「I M F における日本人職員数等 (日本人幹部職員等を含む)」 ○参考指標 7 「I M F のセーフティネットの規模」 ○参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

政 6 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 国際通貨基金 (I M F) への主要国出資

国名	出資額 (億 S D R)	シェア (%)
米	829. 9	17. 42
日	308. 2	6. 47
中	304. 8	6. 40
独	266. 3	5. 59
英	201. 6	4. 23
仏	201. 6	4. 23

(出所) I M F 公表統計等

(注) S D R (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 S D R = 約 1. 33 米ドル (令和 7 年 3 月現在)。

参考指標 2 : I M F の融資状況 (令和 7 年 3 月末現在)

(単位: 億 S D R)

一般資金勘定融資残高 (借入国: 53 か国)	841. 9
譲許的融資残高 (借入国: 59 か国)	225. 6

(出所) I M F ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 7 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

PRGT に対する貢献額	92
RST に対する貢献額	41
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	195

(出所) IMF 公表統計等

(注) バイ融資は、1 SDR = 約 1.32 米ドル (令和 6 年 3 月現在) で換算。

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位 : 百万ドル)

	2020 財政年度	2021 財政年度	2022 財政年度	2023 財政年度	2024 財政年度
自己資金	142	131	101	148	163
外部資金	168	118	141	189	219

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
二国間	129	36	126	126	117
多国間	21	19	19	19	20

(出所) IMF Annual Report, <https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6 : IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	令和 2 年 4 月	3 年 4 月	4 年 4 月	5 年 4 月	6 年 4 月
日本人職員数	65 (21)	66 (23)	70 (24)	70 (23)	68 (23)
日本人幹部職員数	6	5	7	11	11
日本人比率	2.74%	2.73%	2.79%	2.68%	2.53%

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上 (B レベル) を指す。

参考指標 7 : IMF のセーフティネットの規模

(単位 : 10 億 SDR)

出資額	309
NAB	278
バイ融資	109

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和 5 年 6 月 30 日現在の融資能力を指す。

参考指標 8 : CMIM のマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

			貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓			1, 920. 0		80. 00			1, 194. 0
中国	中国 (香港除く)	768. 0	684. 0	32. 00	28. 50	0. 5	342. 0	
	香港		84. 0		3. 50	2. 5	84. 0	
	日本		768. 0		32. 00		0. 5	384. 0
	韓国		384. 0		16. 00		1	384. 0
ASEAN			480. 0		20. 00			1262. 0
	インドネシア		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	タイ		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	マレーシア		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	シンガポール		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	フィリピン		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	ベトナム		20. 0		0. 833		5	100. 0
	カンボジア		2. 4		0. 100		5	12. 0
	ミャンマー		1. 2		0. 050		5	6. 0
	ブルネイ		0. 6		0. 025		5	3. 0
	ラオス		0. 6		0. 025		5	3. 0
合計			2, 400. 0		100. 00			2, 456. 0

(出所) AMRO ウェブサイト (<https://amro-asia.org>)

施策 政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-3-B-1 : アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

(目標の内容)

ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF 等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和 6 年 5 月に開催された同会議をはじめ、緊急融資ファシリティ創設の正式合意を含む CMIM の強化や、AMRO の能力強化、ABMI (アジア債券市場育成イニシアティブ : 用語集参照) 及び SEADRIF (東南アジア災害リスク保険ファシリティ : 用語集参照) を含む DRF (災害リスクファイナンス) の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。

【CMIM】

CMIMについては、令和6年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、日本主導の下に議論を進めてきた、CMIMの緊急融資ファシリティの創設に正式合意したほか、地域金融セーフティネットの資金構造の議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。

【AMRO】

AMROについては、金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する幹部ポストの新設など、ガバナンスの見直しを推進しました。また、ASEAN+3財務トラックにおける事務局的支援機能の拡充に関する議論を推進したほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論を推進しました。

【ABMI】

ABMIについては、グリーンやデジタル等の新たなトレンドを重点分野に加えた中期ロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。

【DRF】

DRFについては、SEADRIFに関する公共財産保護プログラムの具体化や、DRFイニシアティブ（用語集参照）の新たなロードマップ策定に向けて、令和6年7月に新たに設立された「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、議論を主導しました。また、令和6年9月に発生したラオス国内の洪水被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。

上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標**【主要】 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組****（目標の内容）**

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ契約の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

（目標の設定の根拠）

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	二国間金融協力について、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めるとともに枠組改善に向けたニーズの調査を行ったほか、審議官級の対話を通じて同枠組みの利用促進に向けた議論を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 韓国との間では、令和6年6月に9回目となる「日韓財務対話」を開催し、少子化対策や金融投資促進等の両国の共通課題への政策対応に関する意見交換を行いました。また、インドとの間では2回目の「日印財務協議」を開催し、第三国協力及び二国間協力、並びに国際的課題等について議論を行ったほか、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。太平洋島嶼国との間では、令和6年5月に「日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を初めて開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行ったほか、パプアニューギニア及びバヌアツを訪問し、当局との意見交換を行いました。 上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標						
政6-1-3-A-1：ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	-	-	-	-	100%以上
	実績値	114.9%	107.1%	104.8%	108.2%	107.2%
（注1）年末時点及びその前年末時点のASEANにおける現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該暦年末時点の為替レート）により米ドル換算し、対前年比を測定。 （注2）過去データ掲載のなかったカンボジア、ラオス、ブルネイの債券残高がAsian Bonds Online（ABO）上で閲覧可能となったため、令和7年度事前分析表より上記3国を含め、対前年比を測定。 （出所）ABO（令和7年3月31日時点の公表値） （目標値の設定の根拠） アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。						

目標の達成度	○
目標の達成度の 判定理由	現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比100%以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	地域金融協力については、令和 6 年 5 月に開催された A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議において、緊急融資ファシリティ創設の正式合意を含む C M I M の強化、A M R O の幹部ガバナンス見直しやサーベイランス能力の強化、A B M I や D R F の推進等地域金融協力強化のための議論を主導し、各種取組を着実に進めました。 二国間金融協力については、A S E A N をはじめアジア太平洋地域の複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行等と審議官級対話を行い、現地通貨利用促進に係る協力枠組の利用促進に向けた議論を行う等、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」(再掲) ○参考指標 2 「日本—A M R O 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」 ○参考指標 3 「アジア諸国との二国間通貨スワップ契約」 ○参考指標 4 「サーベイランスの実施状況 (A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む)) 」

政 6 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : C M I M のマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲 (政 6 - 1 - 2 : 参考指標 8)】

参考指標 2 : 日本—A M R O 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
2	11	13	13	10

(出所) 国際局地域協力課調 (令和 7 年 3 月時点)

参考指標 3 : アジア諸国との二国間通貨スワップ契約

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和 6 年 10 月 14 日	令和 7 年 1 月 1 日	令和 6 年 5 月 21 日	令和 6 年 7 月 23 日	令和 5 年 9 月 18 日	令和 7 年 2 月 28 日	令和 5 年 12 月 1 日
スワップ額	日→尼： 227.6 億ドル 相当	日→比： 120 億ドル 相当	日→星： 30 億ドル 相当	日→泰： 30 億ドル 相当	日→馬： 30 億ドル 相当	日→印： 750 億ドル 相当	日→韓： 100 億ドル
	—	比→日： 5 億ドル	星→日： 10 億ドル	泰→日： 30 億ドル	馬→日： 30 億ドル	印→日： 750 億ドル 相当	韓→日： 100 億ドル

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和 7 年 3 月時点)

参考指標 4 : サーベイランス実施状況 (ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
3	3	3	2	3

施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
----	--

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-1-4-B-1: マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等
	(目標の内容) 国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。 また、令和3年8月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画」や、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。 更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。
	(目標の設定の根拠) 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	【外為法に基づく措置等】 国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。 ・ テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和6年度においては、3個人・団体を措置の対象から削除し、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計541個人・団体となりました（参考指標1参照）。 ・ 北朝鮮及びイランに関しては、FATF全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。

- これに加え、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結の措置を累次に亘り実施しており、令和 6 年度も引き続き、令和 6 年 5 月、6 月及び令和 7 年 1 月に措置を実施しました。特に令和 6 年 5 月には、G 7 を始めとする主要国と強調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための露朝軍事協力に関与した者への資産凍結の措置を実施したほか、令和 6 年 6 月には、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）の迂回に関与した第三国の団体に対し、令和 7 年 1 月には、露朝協力に関与した第三国の銀行に対し、それぞれ資産凍結措置を実施しました。

【F A T F 基準の履行等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- 国際基準の策定や履行確保を担う F A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、F A T F 非加盟国の F A T F 基準の履行確保を担う F A T F 型地域体の支援等を行っており、特に共同議長を務めている（令和 6 年 9 月～）アジア太平洋地域の F A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- 国内では、令和 3 年 8 月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（令和 3 年 8 月）、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和 4 年 5 月）や、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」（令和 6 年 4 月）に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和 4 年 12 月に成立した F A T F 勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和 6 年 3 月に作成し、令和 6 年 12 月に更新しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行のため、「外国為替取引等取扱業者のための外国為替法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、97 件の外国為替検査を行いました。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計 212 の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより

把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。

また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

上記に関する事項も含め、令和 6 年度は、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行に係る説明会を 16 件実施しました。

上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	実績値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	3	2	2	1
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	3	2	2	1

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示 2 件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	オ フ サ イ ト ・ モ ニ タ リ ン グ の 実 施 件 数	目標値	238	238	226	223	220
		実績値	226	223	220	213	212
	外国為替検査の実施件数	目標値	110	90	110	104	100
		実績値	15	85	116	104	97

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和4年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

目標の達成度

- ・ オフサイト・モニタリングの実施件数 ○
- ・ 外国為替検査の実施件数 ○

目標の達成度の 判定理由

令和6年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和4年度の実績値を参考に設定した目標値(220件)を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関等が令和4年度から8機関減少したことに起因するものです。令和6年度におけるオフサイト・モニタリング実施対象となる金融機関等(212機関)に対しては、全てオフサイト・モニタリングを実施したことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、令和6年度の目標値(100件)を下回りましたが、これは検査予定であった金融機関側の事業内容の変更等に伴い、検査実施時期を令和7年4月～6月までの時期に後倒ししたことによるものであり、検査を取り止めたものではありません。未実施の3件についても、令和6事務年度(令和6年7月～令和7年6月までの期間)の検査計画の中で、優先的に検査を実施する予定であることから、外国為替検査の実施状況の達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	10	16	13	16	16

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、G 7 を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。 ・ ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。 ・ 特に令和 6 年 5 月には、G 7 を始めとする主要国と強調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための露朝軍事協力に関与した者への資産凍結の措置を実施したほか、令和 6 年 6 月には上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）の迂回に関与した第三国の団体に対し、令和 7 年 1 月には、露朝協力に関与した第三国の銀行に対し、それぞれ資産凍結措置を実施しました。 また、外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、外国為替検査においては、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、令和 5 年 11 月に公表した「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準に沿った内部管理態勢の整備がされているかどうかの検証を中心に、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。 国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施を含め、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組むなど、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総 5-1：参考指標 3）】」 ○参考指標 2 「F A T F 関連会合への出席回数」 ○参考指標 3 「F A T F 勧告に係る研修等への参加状況」 ○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」

政 6 - 1 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 3)】

参考指標 2 : F A T F 関連会合への出席回数

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
出席回数	55	68	60	71	62

参考指標 3 : F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
参加回数	2	2	3	2	9
参加人数	14	15	18	17	33

参考指標 4 : マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開催回数	-	2	2	2	2

施策	政6-1-5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用
-----------	---------------------------

定性的な測定指標	
	【主要】 政6-1-5-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組
	(目標の内容) 迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。
	(目標の設定の根拠) 安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。 対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係

	省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、令和 7 年 2 月より、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うためのパブリック・コメントを実施しました。（本改正は、令和 7 年 4 月 4 日に公布し、同年 5 月 19 日から施行。） 上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評価	
	s 目標達成
評価の理由	対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うためのパブリック・コメントを実施する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資にかかる説明会の回数」

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：我が国への対内直接投資残高【再掲（総 5 - 1：参考指標 4）】

参考指標 2：対内直接投資にかかる説明会の回数

	令和 6 年度
開催回数	10 回

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。 世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った IMF の役割にかかる議論を積極的に喚起していきます。 ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及びABMI、DRF を推進していきます。また、ASEAN 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を実施していきます。 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画（2024-2026年度）」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和 4 年 2 月以降のウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連政省令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上を行いました。 また、令和 6 年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）

**前年度の政策評価結果
の政策への反映状況**

G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF のガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。

A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及びABMI、DRF を推進しました。また、A S E A N 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく立ち上げた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3ヵ年の行動計画に沿って政府全体の取組を推進しました。また、FATF の議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。

また、令和5年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	846,931,792 千円	918,329,543 千円	1,016,558,268 千円	1,245,179,709 千円	
	(項) 事務取扱費	2,604,411 千円	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	
	(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	2,604,411 千円	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	
	(項) 諸支出金	348,074,791 千円	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	
	(事項) 手数料等に必要な経費	348,074,791 千円	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	
	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	747 千円	749 千円	751 千円	848 千円	
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	747 千円	749 千円	751 千円	848 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	496,251,843 千円	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	496,251,843 千円	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	△129,128千円	△49,222千円	N. A.		
	合 計	846,802,664 千円	918,280,321 千円	N. A.		
執行額		113,155,150 千円	160,266,824 千円	N. A.		
(概要) 外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。 (注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月
-------	--------------------------------	----------	------------

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎ、世界各地の人道危機等によって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。特に、ロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に大きな影響を与え、多くの困難をもたらしました。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力の積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年11月 2 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年11月 22日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和 2 年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月17日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年12月24日経協インフラ戦略会議決定）

政策目標 6 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全ての施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) JICAの円借款(用語集参照)や海外投融資(用語集参照)、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 (令和6年度行政事業レビューとの関係) - アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金(JFPR)への拠出他21事業(予算事業ID:001385~001387、001389~001404、001408、005638、006778) 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。 - 独立行政法人国際協力機構(JICA)有償資金協力部門への出資(予算事業ID:001406) JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。

施策	政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用
----	-------------------------

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-2-1-B-1: 円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用 (目標の内容) 円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。

- ・ 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和6年度中に計7件、約4,636億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計18件、約4,149億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。
- ・ 海外投融資については、MDBsとJICAとの協調融資の枠組も活用し、効率的かつ戦略的な支援実施に努めています。例えば、ASEAN地域等においては、アジア開発銀行（ADB）とJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金2（LEAP2）における案件形成の促進に取り組むとともに、中南米・カリブ地域においては、新たに、米州投資公社（IDB Invest）とJICAの協調融資枠組である「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（TADAC）」を令和7年2月に立ち上げました。
- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を盛り込んだ、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）の改正案を国会に提出しました。（改正法案は令和7年4月9日に成立。）

上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用

(目標の内容)

JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。

	(目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I Cの実施するO O Fとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。
--	--

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、J B I Cの機能強化も行いつつ、J B I Cの実施するO O Fを効率的・戦略的に活用しました。 【ファシリティ等を通じた支援】 J B I Cは、令和6年度において、地球環境保全業務（G R E E N : Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で計9件、約1,460億円の出融資を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和7年3月までに、計334件、約53,262億円の出融資等を承諾しています（G R E E Nとの重複分を含む）。こうしたファシリティを活用し、上述のG R E E Nも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。 【法令改正を踏まえた機能強化】 さらに、令和5年10月に株式会社国際協力銀行法の一部改正法が完全施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する機能の強化や、スタートアップ等の日本企業のリスクテイクの後押しが実現しました。こうした新たな機能を活用して、令和6年度にはサプライチェーンの強靱化やデジタルインフラに資する海外融資等を承認したほか、J B I Cにおいて「スタートアップ投資戦略」が策定され、我が国及び海外のスタートアップ企業による産業改革及びサステナビリティに関する投資の後押しを行っています。 上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	J I C Aについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保し、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。また、民間資金動員を促進すべく、J I C Aの機能強化を盛り込んだJ I C A法の改正案を国会に提出しました。 J B I Cについては、G R E E Nや「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も進められました。

	以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
--	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】 ○参考指標 3 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 4 「JICA の詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 5 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】

政 6 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況

(単位 : 百万ドル)

	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年
ODA	11,720	13,660	15,765	16,747	18,662
ODA 以外の政府資金 (OOF)	313	4,898	591	-682	-1539
民間資金 (PF)	42,913	13,309	21,502	24,308	28,162
非営利団体による贈与	574	606	636	750	623
資金の流れ総計	55,519	32,472	38,496	41,123	45,908

(注) 支出純額 (ネット) ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2 : 円借款実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】

参考指標 3 : 円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
達成率	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%	64.9%

(出所) 外務省 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html)

参考指標 4 : JICA の詳細型事後評価完了案件の分布

令和 6 年度外部評価結果

(総合評価)

レーティング	A (非常に高い)	B (高い)	C (一部課題がある)	D (低い)
総合評価	37% (22 件)	54% (32 件)	8% (5 件)	0% (0 件)

(項目別評価)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	5% (3 件)	92% (54 件)	3% (2 件)	0% (0 件)
有効性・インパクト	3% (2 件)	71% (42 件)	25% (15 件)	0% (0 件)
持続性	17% (10 件)	51% (30 件)	32% (19 件)	0% (0 件)
効率性	22% (13 件)	34% (20 件)	37% (22 件)	7% (4 件)

(出所) 国際協力機構

(注 1) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注 2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング (格付)。令和 6 年度は 59 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 5 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

施策	政 6-2-2 : 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A)) を通じた支援並びに国際協力銀行 (J B I C) 及び国際開発金融機関 (M D B s) を通じた支援等
----	--

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-2-2-B-1 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等を通じた支援への参画 (目標の内容) 世界銀行グループ、アジア開発銀行等の M D B s 等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するための M D B 改革が進むように議論に貢献していきます。 (目標の設定の根拠) M D B s 等の業務運営に積極的に参画し、我が国の O D A 政策・開発理念や経験・専門的知見を M D B s 等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	我が国は、本年度も M D B s の業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野において M D B s との連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 【国際保健】 ・ 保健分野では、令和 6 年 4 月、日本が長年重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (U H C) (用語集参照) 達成に向けた取組を更に推進するため、世銀及び世界保健機関 (W H O) と連携し、「 U H C ナレッジハブ」を令和 7 年に東京に設立することを発表しました。「 U H C ナレッジハブ」は、 U H C 達成のための国際的な拠点として、日本の高齢化に関する知見や経験等も活用しながら、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成を支援する予定であり、厚労省とともに、設立に向けた準備を進めています。 ・ パンデミックに対する予防・備え・対応 (P P R) の強化を支援するため、令和 4 年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和 6 年 10 月に、5, 000 万ドルの追加貢献の意向を表明するとともに、理事会において、令和 6 年 5 月に完成した同基金の中期戦略の策定等の議論に貢献しました。さらに、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金 (H E P R) 」に 100 万ドルを追加拠出し、アフリカ地域におけるエムポックス危機への対応等を進めています。 ・ また、世界銀行に設置した日本信託基金 (P H R D) を通じ、「東京 U H C 共同イニシアティブ」に 100 万ドルを追加拠出し、 U H C の推進に向けた各国の技術支援や途上国の高齢化対応支援等を進めています。また、 U H C の推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むため、新たに設立された

「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」に、創設ドナーとして1,000万ドルを拠出し、共同議長として国際保健の議論をリードしています。

- ・ 他のMDBsにおいても、国際保健の取組を進めており、中南米・カリブ地域におけるデジタル化を通じた保健基盤強化に資するため、米州開発銀行（IDB）と世界保健機関（WHO）傘下のパンアメリカ保健機構が主導する「汎アメリカデジタル保健ハイウェイイニシアチブ」に対して、500万ドルの貢献を行いました。

【質の高いインフラ投資】

- ・ インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、様々な取組を行っています。平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に対し、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対し、サイバーセキュリティやウォーターフロント開発などの分野における、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。
- ・ さらに、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP）の後継として令和5年12月に立ち上げたLEAP2において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援しました。また、IDBとJICAの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（CORE）」において、引き続き案件形成に取り組み、ドミニカ共和国向けの廃棄物管理の改善などを支援しました。加えて、IDBグループの民間セクター支援機関である米州投資公社（通称：IDB Invest）とJICAは、令和7年2月に中南米・カリブ地域の民間セクターによる開発事業を支援するための信託基金（通称：TADAC）を立ち上げました。今後も、MDBsと協力しながら、質の高いインフラ案件の実施を支援していきます。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、「世界銀行東京防災ハブ」に2,000万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和6年度にバヌアツで発生した地震やバングラデシュで発生した洪水に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（GRADE手法）」を通じた支援が行われました。
- ・ 気候変動分野でも、各MDBと連携して、取組を進めています。令和6年11月には、ADBにおいて、ドナーからの資金貢献をレバレッジとして融資余力を拡大し、アジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大するメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（IFCAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。日本は同ファシリティの創設ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント

枠に2,500万ドルの貢献を行っています。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）において、ADBとも連携しつつ、共同リード国として議論を主導しています。

- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で立ち上げたRISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）については、現在、アフリカ南部地域等でクリーンエネルギーのバリューチェーン構築の課題と機会を特定する分析作業や、投資環境等を整備するための技術支援に向けた取組を世銀とともに推進しています。

こうした分野別の取組に加え、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野がそれらの機関の重点政策に位置づけられるよう努めました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和6年12月に第21次増資（IDA21）が合意され、我が国が重視する国際保健や防災、債務の透明性・持続可能性等が重点政策に位置付けられました。
- ・ また、中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（IDB）グループでは、令和6年3月に、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、IDB Investの増資及びスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：IDB Lab）の資金補充が合意されました。

我が国はこれらの合意に基づく支援強化の実現に向け、「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」を令和7年2月7日に閣議決定し国会に提出しました。（改正法案は4月11日成立。） また、令和7年2月には、同年3月に開催されたIDB総会の準備の一環として、域外国会合を30年ぶりに日本で開催するなど、IDBと域外国のパートナーシップ強化に積極的に貢献しました。加えて、上述したTADACを通じて、IDBグループとのさらなる連携強化に努めました。

- ・ さらに、令和5年12月に合意された、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（EBRD）のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第2位の出資国として参画し、令和6年9月には第1回目の払込みを行いました。
- ・ また、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）においては、令和6年5月に第13次財源補充（ADF14）が合意され、我が国が重視する太平洋島嶼国支援の拡大や地域協力・統合の促進等が重点政策に位置付けられました。

また、MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）の更なる実施や、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るMDB改革が進められる中、令和6年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、

より大きく、より効果的なMDBsに向けたG20MDBロードマップ」が承認され、日本もその策定に大きく貢献しました。そうした中、特に我が国としては、ドナー国が国際復興開発銀行（IBRD）の融資全体に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム（PGP）」に対し、10億ドルの拠出を行う等、各MDBやG7・G20等におけるMDB改革の議論や取組を積極的に主導してきました。

その他、MDBsにおける日本人職員の採用も推進しています。

ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（IDA）増資を含む）等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsに対して、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和6年度には、世界銀行がリクルートミッションを行ったほか、IDBが大学やオンラインでのキャリアセミナーを開催、AfDBもアフリカに関心のある学生等に向け、総裁による大学での講演を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

（目標の内容）

我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。

UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。

また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しており、「G20財務・保健合同タスクフォース（G20JFHTF）」においては、令和5年の日本議長下のG7の成果等も踏まえ、パンデミック発生時の「対応」のための資金強化に向けた議論等が継続されており、令和6年には、パンデミックへの「対応」資金の活用手順の整理を目的とした「オペレーショナル・プレイブック」が作成されました。日本としても、令和6年4月に関連イベントをJFHTF事務局と共催する等、こうした議論の推進に積極的に貢献しました。

	加えて、パンデミックに対する予防・備え・対応（P P R）の強化を支援するため、令和 4 年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和 6 年10月に5,000万ドルの追加貢献の意向を表明するとともに、理事会において、令和 6 年 5 月に完成した同基金の中期戦略の策定等の議論に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
--	--

定性的な測定指標

政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

（目標の内容）

G 7 やG 20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）、気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）、緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：R I S E）の運営、また共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：J E T P）に係る議論等に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

各基金の意思決定機関である評議会（G E F）、運営委員会（C I F）、理事会（G C F）や、令和 6 年11月に開催されたC O P 29での、G E F、G C F、新たに設立されたロス&ダメージに対応するための基金（F R L D）に関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。

R I S Eについては、アフリカ南部地域等でクリーンエネルギーのバリューチェーン構築の課題と機会を特定する分析作業や、投資環境等を整備するための技術支援に向けた取組を世銀とともに推進しています。

また、J E T Pにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。

このほか、I F - C A P等、A D Bにおいて進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

（目標の内容）

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。

(目標の設定の根拠)

令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7 や国際機関はじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（ADVANCE）に令和 7 年 3 月までに 85 億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（ERA ローン）」について、日本は、G 7 等の関係各国と緊密に連携しながら本枠組みの立上げを進め、令和 6 年 10 月、G 7 財務大臣会合において、融資に関する原則と技術的事項に合意しました。日本としても円借款を通じた貢献を表明しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第 1 号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に 1,000 万ドルを追加拠出しました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、EBRD のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として参画し、令和 6 年 9 月には第 1 回目の払込みを行いました。

また、令和 6 年 2 月に東京で開催された日ウクライナ経済復興推進会議において、国際協力銀行と黒海貿易開発銀行によるウクライナ復興事業等に資するツーステップローン供与に向けた MOU が締結されていたところ、令和 6 年 9 月、同 MOU に基づくツーステップローンが締結されました。

さらに、令和 5 年 8 月に実施した日ウクライナ財務協議を踏まえ、JICA を通じて、関税分野や国税分野での行政能力強化に関する技術協力を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

MDBs を通じた支援に関しては、各機関における増資の合意に貢献し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマを MDBs の政策に反映させることにより、主要出資国として MDBs の業務運営に積極的に参画しました。また、各機関への着実な資金拠出による合意の履行を通じて、重点分野における日本と MDBs の間の連携を深めることができました。また、G 7 や G 20、各 MDB において行われた地球規模課題への対応強化のための MDB 改革の議論にも積極的に参画し、民間資金動員の強化や新たな金融手法の開発等を含めた、「G 20 MDB ロードマップ」の策定に大きく貢献しました。

	国際保健に関して、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへの P P R の強化や U H C の推進に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的に G 20 等の国際的な議論を主導した他、U H C ナレッジハブの設立に向けた取組を推進しました。 国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、G E F や G C F 等の多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、J E T P において、インドネシアを対象としたパートナーシップの議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、I F - C A P といった A D B における取組に積極的に参画しました。 ウクライナ支援については、M D B s の知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、一昨年の法改正により可能となった世界銀行を通じた財政負担の観点での支援を含め、国際社会全体としての支援に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
--	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関（M D B s）等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関（M D B s）の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 5 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績」

政 6 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資 (単位：%)

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (I B R D)	国際開発協会 (I D A)	国際金融公社 (I F C)	多数国間投資保証機関 (M I G A)
日本	7.5% (2位)	16.6% (2位)	7.8% (2位)	5.1% (2位)
1位	米 16.4	米 19.3	米 18.7	米 18.4
2位	日 7.5	日 16.6	日 7.8	日 5.1
3位	中 6.2	英 12.1	独 5.4	独 5.0
4位	独 4.4	独 9.8	英・仏 4.9	英・仏 4.8
5位	英・仏 4.1	仏 7.1	- -	- -

	アジア開発銀行	
	通常資本 (O C R)	アジア開発基金 (A D F)
日本	15.6% (1位)	38.3% (1位)
1位	日・米 15.6	日 38.3
2位	中 6.4	米 13.5
3位	印 6.3	豪 8.1
4位	豪 5.8	加 5.9
5位	- -	独 5.6

	米州開発銀行グループ					
	米州開発銀行				米州投資公社（I I C）	
	米州開発銀行（I D B）		多数国間投資資金（M I F）			
日本	5. 0%（域外国中 1 位）		33. 7%（1 位）		3. 7%（域外国中 4 位）	
1 位	米	30. 7	日	33. 1	米	13. 9
2 位	ブラジル	11. 2	米	31. 6	ブラジル	13. 2
3 位	アルゼンチン	11. 2	スペイン	6. 9	アルゼンチン	11. 6
4 位	メキシコ	7. 2	韓	3. 5	メキシコ	7. 4
5 位	日	5. 0	中	3. 0	中	5. 5

	アフリカ開発銀行グループ					欧州復興開発銀行			
	アフリカ開発銀行 (A f D B)		アフリカ開発基金 (A f D F)						
日本	5.4%（域外国中4位）		9.8%（域外国中4位）		日本	9.4%（2位）			
1位	ナイジェリア	8.7	英	10.9	1位	米	9.7		
2位	米	6.5	独	10.9	2位	日・英	9.4		
3位	エジプト	6.2	仏	10.2		3位	独・仏・伊	8.3	
4位	日	5.4	米	10.0					
5位	アルジェリア	5.1	日	9.8					

(出所) 各機関年次報告書等 (令和 6 年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金

(単位: 億円)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
M D B s	613.2	440.1	824.7	1032.3	488.7
世界銀行グループ	347.7	270.5	710.0	883.0	344.1
アジア開発銀行	234.0	132.9	69.1	94.2	94.9
米州開発銀行	18.8	20.5	18.4	20.6	15.4
アフリカ開発銀行	5.7	6.2	8.3	25.8	23.5
欧州復興開発銀行	7.1	9.9	18.9	8.8	10.7
I M F 拠出金	312.8	112.1	178.7	43.7	60.3
合計	926.0	552.2	1003.5	1076.0	549.0

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
農業・漁業・林業	37.5	41.7	76.2	83.5	45.0
教育	51.7	56.0	34.3	37.0	43.8
エネルギー・採取産業	52.7	61.8	67.7	102.6	119.3
金融セクター	42.4	57.4	32.2	54.6	48.7
保健	82.8	64.5	105.2	53.9	69.7
産業・貿易・サービス	49.2	52.0	42.3	46.1	36.8
情報通信技術	20.9	19.2	17.5	23.2	28.9
行政	85.5	112.4	126.8	172.4	123.9
社会的保護	89.7	111.5	82.4	73.5	77.9
運輸	34.6	46.4	82.0	35.5	55.1
水・衛生・廃棄物処理	36.5	42.6	41.4	46.1	38.6
合計	583.4	665.5	708.0	728.2	687.6

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
農業・天然資源	12.8	14.9	22.2	32.3	26.4
エネルギー	42.9	18.4	14.5	22.3	38.3
金融	46.1	41.2	56.9	36.1	58.9
産業・貿易	22.2	7.2	2.4	6.6	1.0
教育	10.7	9.8	8.0	13.9	5.4
保健・社会保障	35.1	58.8	8.2	22.8	11.5
給水・衛生・廃棄物処理	18.6	19.9	11.0	19.2	33.5
運輸・通信	31.8	34.5	44.3	48.7	35.8
公共政策	95.6	22.9	37.3	33.5	32.2
多目的	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
合計	315.9	227.6	204.7	235.4	243.0

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注 1) アジア開発銀行の年度は、1 月 1 日～12 月 31 日。

(注 2) アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(令和 5 年度)	242	133	22	10	22
	(令和 6 年度)	256	136	20	11	22
日本人幹部職員数 (令和 6 年度)		5	34	2	3	2
日本人比率 (令和 6 年度)		2.7%	9.2%	0.8%	0.7%	0.8%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注) 各機関の会計年度末 (世界銀行グループは 6 月末、その他 MDBs は 12 月末) の数値。

参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考情報 JICAとMDBsの協調融資の枠組み

我が国は、MDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、JICAの円借款とMDBsの協調融資を行っています。

具体的には、アフリカ開発銀行との協調枠組みとして「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第5フェーズ (Enhanced Private Sector Assistance for Africa: EPSA5)、米州開発銀行との協調枠組みとして「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み」 (Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion: CORE) を実施しているところです。

参考指標 5 「国際協力銀行 (JBIC) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

参考情報

国際協力銀行 (JBIC) 業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和 6 年度の JBIC 出融資および保証の承諾額合計は約 15,061 億円でした。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (JBIC) によるサムライ債発行支援の実績 (令和 6 年度)

(単位 : 億円)

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ルーマニア政府	330

施策	政6-2-3 : 債務問題への取組
----	-------------------

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-2-3-B-1 : 債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画
	(目標の内容) 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要

請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G 7 や G 20 等の国際的枠組において、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】

債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG 7・G 20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。

- ・ G 20やパリクラブにおいて、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。
- ・ 日本が拠出するIMF・世界銀行の信託基金（「決定のためのデータ基金」や「債務管理ファシリティ」）のドナー国会合への参加を含めて、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の取組に貢献しました。
- ・ 令和 5 年に G 7 議長国として日本が主導した、G 7 やパリクラブの債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務国のデータとの突合を実施して正確な債務データを確保する取組について、第 2 回目の突合作業を実施し、初期段階で 37 億ドルのデータギャップの特定に貢献しました（第 1 回目に特定した 65 億ドルのデータギャップから縮小）。

【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】

- ・ G 20及びパリクラブは、令和 2 年 11 月に G 20 及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（D S S I）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「D S S I 後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下での債務再編は、令和 6 年 4 月にザンビア政府、令和 7 年 1 月にガーナ政府との間でそれぞれ覚書の署名が完了し、令和 7 年 3 月には、エチオピア政府との間で債務再編に係る基本合意に到達する等の進展がありました。これらの一連の議論への積極的な参加を通じ、債権国の一員としてプロセスの進展に貢献しました。
- ・ また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題については、パリクラブメンバーに加え、非パリクラブ国と協調した形で債権国会合を創設し、インドやフランスとともに当該会合の共同議長として債務再編を主導した結果、令和 6 年 6 月に債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編条件の詳細を規定する覚書に合意し、覚書への署名も完了しました。加えて、令和 7 年 3 月には、同覚書に基づき、スリランカ政府との二国間の債務繰延べに係る書簡の署名・交換を行い、債権国会合内で債務再編プロセスを正式に完了した最初の国となりました。

	- 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブル（GSDR）に参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。 - 令和 7 年 1 月、我が国を含むキューバ債権国団は、キューバ政府と債務再編交渉を行いました。日本は、同国の主要債権国として積極的に議論を主導し、これまでの返済スケジュール等を修正する成功裏の合意に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由 我が国は引き続き、債務透明性・債務持続可能性確保に向けた IMF・世界銀行、G 7・G 20、パリクラブ及び GSDR 等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、令和 5 年に G 7 議長国として日本が主導して開始した債権国が世界銀行に債権データを共有する取組の第 2 回目の実施を通じ、初期段階で約 37 億ドルに上るデータギャップの特定に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、インドやフランスとともに共同議長として非パリクラブ国と協調して同国の債務再編を主導し、債務再編条件の詳細を規定する覚書の合意と署名に至りました。更に、キューバの債務再編においても、主要債権国として再編の成功裏の合意に貢献しました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
-----------------	------

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
----	----------------------

定量的な測定指標						
【主要】 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：％)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.0	99.6	99.1	99.8	99.4
(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課 (目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	関税局・税関では、開発途上国の税関職員に対して、ニーズを的確に把握した上で、世界税関機構（WCO：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました。 財務総合政策研究所では、令和6年度は、対面形式でのセミナーを実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」

政 6 - 2 - 4 に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		令和6年度の実施状況
受入研修	財政経済セミナー	・ 令和6年8月～9月、開発途上国の財政・経済の政策担当者の人材育成を図るため、東南アジア及び中央アジア等から財務省等の若手幹部候補生を日本に受け入れ、財政・金融分野の講義や関係機関への視察を実施しました。
	カンボジア中小企業金融支援	・ 令和6年5月、カンボジア中小企業銀行の人材育成及び融資審査能力の向上を目的として、同行職員を日本に受け入れ、日本政策金融公庫（日本公庫）職員による講義や日本公庫の支店等への視察を実施しました。
専門家派遣	カンボジア中小企業金融支援	・ 令和6年11月、プノンペンへ専門家を派遣し、カンボジア中小企業銀行に対して融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PR I - UMOEF - BFA 合同セミナー	・ 令和7年3月、ウズベキスタン経済財務省（UMOEF）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーをオンライン及び対面のハイブリッド方式で開催し、財務総研から、UMOEF 職員及びBFA学生等に対する講義を実施しました。

【関税局・税関による知的支援】

		令和 6 年度の実施状況
受入 研修	二国間援助経費	・ ASEANやアフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、関税評価や研修管理等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	・ JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修「税関行政」等を実施しました。
	WCOプログラム	・ WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家 派遣	二国間援助経費	・ ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・ カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・ WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

【受入研修・セミナーの実績】

(単位：件、人)

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
案件数	財務総研	0	2	4	5	2
	関税局	3	9	21	30	26
	合計	3	11	25	35	28
受入人数	財務総研	0	17	416	180	34
	関税局	20	182	218	330	240
	合計	20	199	634	510	274

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当) 調

(注) 新型コロナウイルス感染拡大により令和 2 年度及び令和 3 年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和 4 年度、5 年度及び 6 年度も一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
案件数	財務総研	5	0	2	3	2
	関税局	34	51	46	55	63
	合計	39	51	48	58	65
派遣人数	財務総研	31	0	9	16	9
	関税局	76	133	111	114	129
	合計	107	133	120	130	138

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当) 調

(注1) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2) 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度、5年度及び6年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。

JICAに関しては、JICA法改正案に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。

JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。

MDBsに関しては、引き続き主要出資国としてMDBsの業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。

国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応(PPR)の強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画する他、令和7年に設立予定の「UHCナレッジハブ」を通じた人材育成に取り組んでいきます。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導していきます。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入(用語集参照)の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ及びGSDR等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。

また、令和6年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和8年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和 4～6 年度一般会計補正予算書（財務省）、令和 7 年度一般会計予算書（財務省）、令和 4～5 年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODA の一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICA に関しては、ODA の効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和 5 年 6 月に改定された開発協力大綱の方針に基づき、民間資金動員を促進すべく、JICA 法の改正案を令和 7 年度通常国会に提出しました。 JBIC に関しては、GREEN や令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBs に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）や UHC の達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20 等の国際的な議論に積極的に参画した他、「UHC ナレッジハブ」設立の取組を推進しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF や CIF 及び GCF の運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務問題に関しては、令和 2 年 11 月に G20 及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行や G20、パリクラブ及び GSDR をはじめとする国際的枠組における議論や取組に積極的に参画しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。 また、令和 5 年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和 7 年度予算において、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	(項) 経済協力費	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	(事項) 経済協力に必要な経費	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	内 アジア開発銀行等拠出金	30,165,481 千円	34,582,052 千円	34,540,091 千円	34,540,093 千円	001385～ 001387 001389～ 001404 001408 006778
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,090,000 千円	47,840,000 千円	48,480,000 千円	50,480,000 千円	001406
	内 米州投資公社出資金	159,004 千円	—	27,800 千円	—	005638
	その他	392,209 千円	391,191 千円	387,801 千円	397,972 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	72,522,504 千円	76,544,732 千円	56,524,418 千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	150,329,198 千円	159,357,975 千円	N. A.		
執行額		150,127,185 千円	159,269,180 千円	N. A.		
(概要) アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。 (注) 令和 6 年度「繰越等」「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月
-------	--	----------	------------

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

令和 6 年 12 月、新興国企業との競争の激化、SDGs の考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成 25 年 5 月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略 2030」を策定し、令和 12 年に 45 兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。

財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政 6-3-1 : 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援
推進

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」 「成長戦略等のフォローアップ」 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」 (令和 5 年 11 月 2 日閣議決定)
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)
- 「インフラシステム海外展開戦略 2025」 (令和 2 年 12 月 10 日第 49 回経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月 17 日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補)
- 「インフラシステム海外展開戦略 2030」 (令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定)

政策目標 6 - 3 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	国際協力機構（JICA）有償資金協力業務や国際協力銀行（JBIC）業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。

施策	政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
----	---

定性的な測定指標	
	政6-3-1-B-1：国際協力機構（JICA）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組
	（目標の内容） 日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。
	（目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JICA海外投融資の審査プロセスについて、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和6年度においては、計18件、約4,149億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。 円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和6年度中に計7件、約4,636億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏

まえ、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を盛り込んだ、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）の改正案を国会に提出しました。（改正法案は令和 7 年 4 月 9 日に成立。）

なお、財務省は、MDBsとも連携し、以下をはじめとする様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援しています。

- ・ 令和 6 年 12 月には、ADB 駐日代表事務所が ADB 太平洋地域ビジネス・オポチュニティ・セミナーを主催し、日本の企業関係者やコンサルタントを対象に、太平洋地域のビジネス機会を紹介し、ADB のプロジェクトには日本企業にとっての大きなビジネスチャンスがあることを強調しました。
- ・ 令和 6 年 12 月には、日本企業のアフリカ進出を促進するため、AfDB 主催「2024 年 アフリカ投資フォーラム（Africa Investment Forum：AIF 2024）」のサイドイベントとして「ジャパン・スペシャル・ルーム」を開催しました。スタートアップを含む日本企業等の約 100 名が参加し、アフリカのニーズと日本企業が有する技術等について議論を行いました。
- ・ 令和 7 年 2 月には、財務省と IDB が共催して日本企業を対象としたセミナー「BID for the Americas：中南米・カリブ海諸国市場におけるビジネス機会」を開催しました。同セミナーには IDB の総裁等も登壇し、中南米カリブ地域の成長分野や戦略的投資機会を紹介しました。

上記実績のとおり、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（目標の内容）

JBICにおいては、更なるリスクテイクを可能とする「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、改正法による機能強化を活かして、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。

（目標の設定の根拠）

日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきた JBIC による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	J B I Cを通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。 - 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等（令和 6 年12月に「インフラシステム海外展開戦略2030」に改訂）を踏まえ、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和 7 年 3 月までに、計334件、約53,262億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。 - さらに、令和 5 年10月に株式会社国際協力銀行法の一部改正法が完全施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する機能の強化や、スタートアップ等の日本企業のリスクテイクの後押しが実現しました。こうした新たな機能を活用して、令和 6 年度にはサプライチェーンの強靱化やデジタルインフラに資する海外融資等を承認したほか、J B I Cにおいて「スタートアップ投資戦略」が策定され、我が国及び海外のスタートアップ企業による、産業改革及びサステナビリティに関する投資の後押しを行っています。 上記実績のとおり、日本企業の海外展開をより一層後押しするために J B I Cを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	J I C Aについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、J I C A海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。また、令和 5 年 6 月に改定された開発協力大綱の方針等も踏まえ、民間資金動員を促進すべく、J I C A法の改正案を令和 7 年度通常国会に提出しました。 J B I Cについては、「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、令和 5 年 10 月に完全施行された J B I C法一部改正法に基づいて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化を支援したほか、令和 6 年10月には J B I Cにおいて「スタートアップ投資戦略」が策定されました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

政 6 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 円借款実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考指標 2 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間資金動員を促進すべく制度改善や法改正に向けた具体的取組を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用や、法令改正等による機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、J I C A については、民間資金動員を促進すべく、J I C A 法の改正案を国会に提出しました。また J B I C を通じた支援については、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和 6 年 10 月に策定されたスタートアップ投資戦略等に基づき、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。				
政策目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業 ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	国際局 (総務課、開発政策課)		政策評価実施時期	令和 7 年 6 月	